

2023年5月15日

各 位

本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号
会 社 名 SBIホールディングス株式会社
(コード番号8473 東証プライム)
代 表 者 代表取締役 会長 兼 社長 北 尾 吉 孝
問い合わせ先 常務執行役員 経理・財務担当 勝 地 英 之
電 話 番 号 0 3 - 6 2 2 9 - 0 1 0 0 (代 表)

会 社 名 SBI地銀ホールディングス株式会社

(訂正)「株式会社 SBI 新生銀行株式 (証券コード：8303) に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正について

2023年5月12日に公表いたしました「株式会社 SBI 新生銀行株式 (証券コード：8303) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の記載内容の一部に訂正を要する箇所がありましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所につきましては、下線を付して表示しております。

記

2. 買付け等の目的

(3) 本公開買付けに係る重要な合意等

② 本株主間覚書

(訂正前)

SBIHDは、預金保険機構及び整理回収機構との間で、2023年5月12日付で、本株主間覚書を締結しております。本株主間覚書において、SBIHD、預金保険機構及び整理回収機構は、本四者間契約が締結されることを条件として本株主間覚書を締結するものであることを確認し、本四者間契約の規定を遵守することを互いに約するとともに、預金保険機構及び整理回収機構が、①本公開買付けについて、対象者の取締役会が賛同及び株主に対する応募の推奨の意見を決議及び公表しており、これが撤回又は変更されていないことを条件として、本不応募株式を本公開買付けに応募しないこと、及び②本スクイーズアウト手続を実施するために対象者の株主総会において上程される本株式併合に関する議案に対して賛成の議決権を行使することについて合意しております。

なお、本株主間覚書は、2025年8月31日までに本公開買付けが成立しない場合には失効することとされております。

(訂正後)

SBIHDは、預金保険機構及び整理回収機構との間で、2023年5月12日付で、本株主間覚書を

締結しております。本株主間覚書において、SBIHD、預金保険機構及び整理回収機構は、本四者間契約が締結されることを条件として本株主間覚書を締結するものであることを確認し、本四者間契約の規定を遵守することを互いに約するとともに、預金保険機構及び整理回収機構が、本公開買付けについて、対象者の取締役会が賛同及び株主に対する応募の推奨の意見を決議及び公表しており、これが撤回又は変更されていないことを条件として、(i)本不応募株式を本公開買付けに応募しないこと、及び、(ii)本スクイズアウト手続を実施するために対象者の株主総会において上程される本株式併合に関する議案に対して賛成の議決権を行使することについて合意しております。

なお、本株主間覚書は、2025年8月31日までに本公開買付けが成立しない場合には失効することとされております。

3. 買付け等の概要

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

② 算定の経緯

(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

(イ) 対象者における独立した特別委員会の設置

(ii) 検討の経緯

(訂正前)

<前略>

加えて、下記「(オ) 対象者における独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」及び「(カ) 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、対象者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び本特別委員会の第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントは、対象者事業計画を前提とした対象者株式の価値算定をそれぞれ実施しているとのことですが、本特別委員会は、対象者の依頼により三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、フロンティア・マネジメントから、対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのこと。

さらに、本特別委員会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、複数回、対象者が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認したとのこと。

上記に加えて、本特別委員会は、対象者の公開買付者との交渉について、随時、対象者並びに対象者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から報告を受け、対象者の交渉方針につき、フロンティア・マネジメントから受けた助言を踏まえつつ審議及び検討を行った後、適宜、必要な意見を述べたとのこ

とです。

具体的には、本特別委員会は、公開買付者からの本公開買付価格に関する提案を受領次第、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から対象者が聴取した対応方針及び公開買付者との交渉方針等についての分析・意見、並びにフロンティア・マネジメントから受けた財務的見地からの助言を踏まえて、検討を行ったとのことです。その上で、本特別委員会は、対象者に対して、公開買付者に本公開買付価格の再検討を要請することとしたいとの対象者の意向について異議がない旨の意見を述べるとともに、対象者としての本取引の意義・目的を達するために公開買付者との間で協議すべき事項について意見を述べる等、対象者と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において関与したとのことです。その結果、対象者は、2023年5月11日、公開買付者から、本公開買付価格を1株当たり2,800円とすることを含む提案を受け、結果として、合計5回の提案を受け、最初の価格提案から7.69%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）の価格の引き上げを受けるに至っているとのことです。

さらに、本特別委員会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、複数回、対象者が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、少数株主に対して十分な情報開示がなされる予定であることを確認したとのことです。

（訂正後）

＜前略＞

加えて、下記「(オ) 対象者における独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」及び「(カ) 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、対象者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び本特別委員会の第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントは、対象者事業計画を前提とした対象者株式の価値算定をそれぞれ実施しているとのことです。本特別委員会は、対象者の依頼により三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、フロンティア・マネジメントから、対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。

上記に加えて、本特別委員会は、対象者の公開買付者との交渉について、随時、対象者並びに対象者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から報告を受け、対象者の交渉方針につき、フロンティア・マネジメントから受けた助言を踏まえつつ審議及び検討を行った後、適宜、必要な意見を述べたとのことです。

具体的には、本特別委員会は、公開買付者からの本公開買付価格に関する提案を受領次第、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から対象者が聴取した対応方針及び公開買付者との交

渉方針等についての分析・意見、並びにフロンティア・マネジメントから受けた財務的見地からの助言を踏まえて、検討を行ったとのことです。その上で、本特別委員会は、対象者に対して、公開買付者に本公開買付価格の再検討を要請することとしたいとの対象者の意向について異議がない旨の意見を述べるとともに、対象者としての本取引の意義・目的を達するために公開買付者との間で協議すべき事項について意見を述べる等、対象者と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において関与したとのことです。その結果、対象者は、2023年5月11日、公開買付者から、本公開買付価格を1株当たり2,800円とすることを含む提案を受け、結果として、合計5回の提案を受け、最初の価格提案から7.69%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）の価格の引き上げを受けるに至っているとのことです。

さらに、本特別委員会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、複数回、対象者が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、少数株主に対して十分な情報開示がなされる予定であることを確認したとのことです。

(v) 答申理由

3. 諮問事項（ウ）について

(1) 対象者における独立した特別委員会の設置について

ア. 特別委員会の設置等の経緯

(訂正前)

対象者は、2023年3月9日開催の取締役会の決議により本特別委員会を設置した。

<後略>

(訂正後)

対象者は、2023年3月9日付の取締役会の決議により本特別委員会を設置した。

<後略>

5. 諮問事項（オ）について

(2) 預金保険機構及び整理回収機構と少数株主との平等性の観点からの検討

(訂正前)

前述のとおり、本四者間契約第2項において、要回収額について、可能な限り早期に預金保険機構及び整理回収機構に返済すべき努力義務が定められている。しかしながら、当該返済の前提として、会社法その他の法令を遵守し、対象者の財務の健全性並びに事業上の必要性及び成長性を害することのない範囲で、という制限が付されている。また、本四者間契約第3項においては、確定返済スキーム及びこれに基づく要回収額の返済は、株主平等原則を含む法令の遵守、対象者の財務の健全性並びに事業上の必要性及び成長性、並びに対象者の各株主の権利を勘案したものでなければならないとされている。

こうした点に鑑みると、本四者間契約を締結することにより、少数株主に比して預金保険機構及び整理回収機構が著しく有利に取り扱われることになるとは想定し難いと解される。

本四者間契約

(訂正後)

前述のとおり、本四者間契約第2項において、要回収額について、可能な限り早期に預金保険機構及び整理回収機構に返済すべき努力義務が定められている。しかしながら、当該返済の前提として、会社法その他の法令を遵守し、対象者の財務の健全性及び事業上の必要性及び成長性を害することのない範囲で、という制限が付されている。また、本四者間契約第3項においては、確定返済スキーム及びこれに基づく要回収額の返済は、株主平等原則を含む法令の遵守、対象者の財務の健全性及び事業上の必要性及び成長性、並びに対象者の各株主の権利を勘案したものでなければならないとされている。

こうした点に鑑みると、本四者間契約を締結することにより、少数株主に比して預金保険機構及び整理回収機構が著しく有利に取り扱われることになるとは想定し難いと解される。

以 上

本プレスリリースに関するお問い合わせ先：

SBI ホールディングス株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 03-6229-0126